

# 特定動物の飼養・保管について～青森県動物愛護センター

「特定動物」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により規定されています。

動物の種類によっては、他法令（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」等）の規制を受ける場合があります。

飼養・保管を検討する際に、動物の種名等を正確に把握し、「飼養・保管が可能であるか」、「特定動物に該当するか」等について確認する必要があります。（環境省 HP 参照）

**特定動物の飼養・保管にあたっては、県の許可が必要です。**

**新たに特定動物を飼養・保管する場合は、事前にご相談ください。**

## 1 特定動物とは

「動物の愛護及び管理に関する法律」で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物を特定動物といいます。トラ、タカ、ワニ、ニシキヘビなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種が対象となります。なお、外来生物法で飼養が規制される動物（特定外来生物：アライグマやカミツキガメ等）は除外されます。

## 2 飼養・保管許可申請

特定動物を飼養又は保管するためには、あらかじめ**動物の種類ごと**に施設基準に適合する飼養保管のための施設を設置して申請手続きを行い、許可を受ける必要があります。

※ 例えば「ボアコンストラクター」と「インドニシキヘビ」を飼養又は保管する場合は、2 種類の動物について、各々の飼養保管許可を受けなければなりません。

※ 動物の種類ごとに所定の申請用紙と必要な添付書類を用意し、手数料（1 件につき、青森県証紙 15,000 円）と共に動物愛護センター窓口で申請します。

## 3 申請に係る手続き

- (1) 事前相談・施設の設置
- (2) 特定動物飼養・保管許可申請
- (3) 施設の検査（複数申請する場合、共通する添付書類は省略することができます。）
- (4) 飼養保管許可／許可証交付（有効期間：5 年間）
- (5) 飼養・保管開始（標識の掲示・基準等の遵守）
- (6) 識別措置の実施及び届出

識別措置とは、特定動物逸走時の所有者確認等のため、マイクロチップ（哺乳類・爬虫類等）や脚環（鳥類等）、入れ墨等で個体ごとに印を付けることです。

許可を受け、**飼養を開始してから 30 日以内**に実施・届出が必要です。

許可以降に途中で新規導入した際にも、その都度、同様の措置と届出が必要です。

- (7) 許可の更新

許可の有効期間後も飼養・保管を継続する場合には、有効期間内に許可更新の手続きが必要です。

(8) その他、許可以降の届出等

許可申請時から（最大数の範囲内で）飼養頭数の変更があった場合、または飼養・保管を廃止した場合には、届出が必要です。

飼養施設外で一時的に飼養・保管する場合、または許可区域外に連れ出す場合にも、所定の手続きが必要です。

その他、次のような変更を行う場合には、変更許可申請または変更届出が必要となります。

- 氏名又は名称及び住所（法人の代表者の氏名）
  - 特定動物の種類及び数（最大数）
  - 飼養又は保管の目的、特定飼養施設の所在地・特定飼養施設の構造及び規模
  - 特定動物の飼養又は保管の方法、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項
  - その他
- ※ いずれの場合も、事前にご相談ください。

(9) 主な様式

- 特定動物飼養・保管許可申請書（様式第 14）
- 特定動物識別措置実施届出書(様式第 20)
- 特定動物飼養・保管数増減届出書(様式第 2)
- 特定飼養施設外飼養・保管届出書(様式第 1)
- 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書(様式第 13)
- 特定動物飼養・保管廃止届出書(様式第 17)

※ 動物愛護センター窓口で配布している他、環境省 HP からダウンロードできます。

#### 4 施設の基準、飼養又は保管の方法について

特定動物は、万が一施設外に逃げた時には、人の生命を脅かすような大事故につながるおそれのある動物であり、飼養・保管の際には、外部から見えやすい場所に標識を掲示し、許可を受けた施設内で飼養すること（法律で定める場合を除き施設外へ出してはいけない。）など、適正かつ厳重な飼養管理が求められる他、マイクロチップ等による個体識別措置も必要です。

(1) 施設の基準

「動物の愛護及び管理に関する法律」による許可の要件として、特定動物の種類や性質に応じて環境省令で定める特定動物飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものと定められています。

(2) 施設の点検

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、飼養又は保管にあたっては、施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物がその許可を受けていることを明らかにすることなど、環境省令で定める方法によらなければならないと定められています。

(3) その他

飼養・保管に際しては、地震・津波等の災害時だけでなく、日常から逸走防止対策を徹底してください。

万一、逃げたときには、直ちに動物愛護センター及び最寄りの警察署に通報するとともに、飼い主自ら捕獲に努める義務があります。